

**旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地
活用事業に係る基本協定書**

日高市

目次

(定義)	1
(目的)	1
(当事者の義務)	2
(準備行為)	2
(事業計画書の提出等)	2
(地元説明会)	2
(財産処分手続等)	2
(本協定及び本件仮契約の解除)	2
(本件契約不調の場合の処理)	3
(有効期間)	3
(秘密保持)	3
(本協定事項以外の事項)	4
(管轄裁判所)	4
別紙 物件表示	5

日高市（以下「甲」という。）と、代表事業者〔代表事業者名〕、構成員〔構成員名〕及び構成員〔構成員名〕（以下総称して「乙」という。）は、旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地活用事業（以下「本事業」という。）に関し、以下の条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定は、公募資料、回答書、事業者提案及び契約等と一体を成すものとし、本協定において別段の定義なく使用された用語は、文脈上別異に解すべき場合を除き、公募資料において定義された意味を有する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「公募資料」とは、本事業に関連して、令和●年●月●日に甲が公表した旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地活用事業事業者募集 実施要領、募集要項及び様式集をいう。
- （2）「回答書」とは、令和●年●月●日に甲が公表した旧武蔵台中学校・旧高根中学校跡地活用事業事業者募集実施要領に基づく質問に対する回答をいう。
- （3）「事業者提案」とは、公募資料の規定に従い、乙が甲に対して提出した本事業に関する提案の一切をいう。
- （4）「本物件」とは、公募資料及び事業者提案により乙が本事業において運営し、維持管理を行う別紙記載の対象施設をいう。
- （5）「本件仮契約」とは、甲と乙との間で後日締結を予定している本物件に係る土地建物売買仮契約をいう。
- （6）「本件契約」とは、本件仮契約の締結後、日高市議会の議決を得られた場合に成立する本物件に係る土地建物売買契約をいう。

（目的）

第2条 本協定は、本事業に関し、乙が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定されたことを確認し、本件仮契約の締結及び本件契約の成立に向けての、双方の義務を定めるとともに、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る双方間の了解事項を確認することを目的とする。

- 2 甲及び乙は、事業者提案の内容を具体化するため互いに協力するものとし、甲又は乙が本事業の実施に係る申入れを行った場合は、互いに誠実に協議に応じることとする。

(当事者の義務)

第3条 甲及び乙は、本協定締結後、公募資料及び事業者提案の内容を踏まえた本件仮契約の締結に向けて誠実に協議を行う。

2 甲及び乙は、本件仮契約締結後、公募資料及び事業者提案の内容を踏まえた本件契約の成立に向けて誠実に協議を行う。

(準備行為)

第4条 乙は、本件契約の成立前にも、自己の費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に協力するものとする。

(事業計画書の提出等)

第5条 乙は、本件仮契約の締結に先立ち、甲と十分な協議の上、事業者提案の詳細を検討し、事業者提案に基づく事業計画書を甲へ提出しなければならない。

2 事業計画書に関し、紛争等が生じた場合は、乙の責任と負担において対応するものとする。

(地元説明会)

第6条 甲は、本件仮契約締結までに、地域住民に対し事業者提案についての説明会を開催するものとし、乙は当該説明会に参加し、旧●●中学校跡地の活用内容等について説明しなければならない。

2 前項の説明会において説明した内容を地域住民に十分理解されたと甲が確認したことをもって前項の義務が履行されたものとする。

3 第1項及び前項の説明会にかかる開催費用は甲の負担とし、乙が説明会に参加するに当たって必要な費用は乙の負担とする。

(財産処分手続等)

第7条 事業者提案が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の手続を要する場合は、本件仮契約の成立前に甲が当該手続に係る申請をするものとし、乙は、事業者提案に基づく関係書類作成等の協力を行うものとする。

(本協定及び本件仮契約の解除)

第8条 第3条（当事者の義務）の定めにかかわらず、甲と乙との間で本件契約が成立するまでに乙又は乙の事業者提案における借受人が本件に関して次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、乙に対し、本協定及び本件仮契約を解除することがで

きる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独占禁止法第62条第1項の納付命令が確定したとき。
- (3) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、独占禁止法第89条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の刑が確定したとき。
- (4) 公募資料その他事業の公募手続で甲が定めた参加資格を欠いたとき。

（本件契約不調の場合の処理）

第9条 甲と乙との間で本件契約が成立に至らなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

（有効期間）

- 第10条 本協定の有効期間は、本協定締結日から本件契約が成立した日までとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、本件仮契約の締結又は本件契約の成立に至らない場合は、本件仮契約又は本件契約の不調について、甲が乙に通知した日をもって本協定は終了するものとする。
- 3 本協定の終了後も、前条（本件契約不調の場合の処理）及び次条（秘密保持）の定めは有効とし、甲及び乙を拘束し続けるものとする。

（秘密保持）

第11条 甲及び乙は、本協定に関する事項について知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
- (2) 公知であった場合
- (3) 本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
- (4) 本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) 甲が議会に開示する場合

- (8) 甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (9) 甲が日高市情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき開示する場合
- (10) その他甲又は乙が法令に基づき開示する場合

（本協定事項以外の事項）

第12条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

（管轄裁判所）

第13条 本協定は、日本国の法令に従い解釈され、本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、さいたま地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

本協定締結の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和●年●月●日

甲 埼玉県日高市南平沢1020番地
日高市長 谷ヶ崎 照 雄

乙1 (所在地)
(代表事業者名)
(代表者職・氏名)

乙2 (所在地)
(構成員事業者名)
(代表者職・氏名)

乙3 (所在地)
(構成員事業者名)
(代表者職・氏名)

別紙 物件表示

【土 地】

所在地番	地目	登記地積 (㎡)
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

【建 物】

建物名称	構造・階数	延床面積 (㎡)
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡